

津山圏域資源循環施設組合議会 11月定例会 会議録目次

| | |
|------------------------|-----|
| 津山圏域資源循環施設組合定例会の招集について | ①～② |
| 議案の送付について | ③ |
| 組合議会運営予定表 | ④ |
| 議事日程 | ⑤ |
| 会議に付した事件 | ⑥ |
| 出席・欠席議員 | ⑥ |
| 出席した説明員 | ⑥ |
| 出席した事務局職員 | ⑥ |

第1号（11月7日）

| | |
|----------------------|----|
| 開会宣言 | 1 |
| 日程第1 会議録署名議員の指名 | 1 |
| 日程第2 会期の決定 | 1 |
| 日程第3 発議第1号上程 | 1 |
| 日程第4 議案第5号～議案第6号一括上程 | 2 |
| 日程第5 議案質疑及び一般質問 | 5 |
| 閉会宣言 | 32 |
| 会議録署名議員 | 33 |
| 発言通告一覧表 | 34 |

津資組 第 543 号
平成26年10月31日

津山圏域資源循環施設組合議会議員 殿

津山圏域資源循環施設組合管理者 宮地 昭範

津山圏域資源循環施設組合議会 11月定例会の招集について

このことについて、別紙津山圏域資源循環施設組合告示第6号の写しを添えてお知らせします。

津山圏域資源循環施設組合告示第6号

平成26年10月31日

平成26年11月7日（金曜日）午前10時30分、津山圏域資源循環施設組合議会11月定例会を津山市役所議場に招集する。

津山圏域資源循環施設組合管理者 宮 地 昭 範

津資組 第 545 号
平成26年10月31日

津山圏域資源循環施設組合議会議員 殿

津山圏域資源循環施設組合管理者 宮地 昭範

議案の送付について

津山圏域資源循環施設組合議会 11 月定例会に提出する議案を、別添のとおり送付します。

記

議案第 5 号 平成 25 年度津山圏域資源循環施設組合会計歳入歳出決算
議案第 6 号 工事請負契約について

平成 26 年 11 月 7 日

1 1 月定例組合議会運営予定表

| 月 日 | 曜 | 会 議 | 備 考 |
|----------|---|---|-----|
| 11 月 7 日 | 金 | 全員協議会（午前 9 時 30 分） ・ 次第 1 開会 ・ 次第 2 管理者あいさつ ・ 次第 3 協議事項 （1）議事日程等について （2）発議第 1 号 管理者の専決処分事項の指定について ・ 次第 4 報告・説明事項 （1）経過報告 （2）平成 26 年 11 月組合議会定例会提出議案について （3）今後のスケジュールについて （4）その他 ・ 次第 5 その他 | |
| | | 本会議開会（午前 10 時 30 分） ・ 日程第 1 会議録署名議員の指名 ・ 日程第 2 会期の決定 ・ 日程第 3 議案上程 提出者による提案理由の説明 採決 ・ 日程第 4 議案上程 管理者の提案理由の説明 ・ 日程第 5 議案質疑及び一般質問 採決 閉会 | |

平成26年11月津山圏域資源循環施設組合議会定例会議事日程

(第1号)

平成26年11月7日(金) 午前10時30分開議

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 発議第1号 管理者の専決処分事項の指定について 採決 |
| 日程第 4 | 議案第5号 平成25年度津山圏域資源循環施設組合会計歳 入歳出決算 議案第6号 工事請負契約について |
| 日程第 5 | 議案質疑及び一般質問 採決 |

本日の会議に付した事件

| 日程番号 | 会議に付した事件 |
|------|---------------------|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 会期の決定 |
| 第 3 | 発議第 1 号上程 |
| 第 4 | 議案第 5 号～議案第 6 号一括上程 |
| 第 5 | 議案質疑及び一般質問 |

出席・欠席または遅参・早退した議員の番号・氏名

| 議席 番号 | 氏 名 | 出席 欠席 | 遅参 早退 | 議席 番号 | 氏 名 | 出席 欠席 | 遅参 早退 |
|----------|-----------|----------|----------|----------|---------|----------|----------|
| 1 | 秋 久 憲 司 | 出席 | | 9 | 浦 矢 薫 | 出席 | |
| 2 | 岡 安 謙 典 | 〃 | | 10 | 藤 田 多喜夫 | 〃 | |
| 3 | 近 藤 吉 一 郎 | 〃 | | 11 | 國 政 敏 明 | 欠席 | |
| 4 | 末 永 弘 之 | 〃 | | 12 | 和 田 忠 治 | 出席 | |
| 5 | 津 本 辰 己 | 〃 | | 13 | 井 戸 賢 一 | 〃 | |
| 6 | 西 野 修 平 | 〃 | | 14 | 鷹 取 渡 | 〃 | |
| 7 | 松 本 義 隆 | 〃 | | 15 | 貝阿彌 幸 善 | 〃 | |
| 8 | 村 田 隆 男 | 〃 | | 16 | 三 船 勝 之 | 〃 | |

説明のため出席した者の職氏名

| 職 名 | 氏 名 | 職 名 | 氏 名 |
|-------|---------|-----------|---------|
| 管 理 者 | 宮 地 昭 範 | 事 務 局 長 | 上 田 輝 昭 |
| 副管理者 | 山 崎 親 男 | 事 務 局 次 長 | 平 井 清 治 |
| 〃 | 水 嶋 淳 治 | 事 務 局 次 長 | 河 島 邦 生 |
| 〃 | 花 房 昭 夫 | 事 務 局 次 長 | 甲 田 勉 |
| 〃 | 定 本 一 友 | 施 設 課 参 事 | 永 禮 治 |
| 〃 | 大 下 順 正 | 総 務 課 主 幹 | 加 藤 俊 文 |

職務のため出席した事務局職員の職氏名

| 職 名 | 氏 名 | 職 名 | 氏 名 |
|-------|---------|-------|---------|
| 総務課参事 | 津 高 宏 充 | 施設課主幹 | 松 原 寿 治 |
| 総務課主査 | 金 田 真由美 | 施設課主幹 | 内 田 充 |
| 総務課主査 | 押 目 雄 一 | 施設課主査 | 松 本 博 巳 |
| 総務課主査 | 山 田 英 敏 | 施設課主査 | 松 岡 誠 志 |
| 総務課主任 | 家 元 裕 一 | | |

会議場所 津山市役所 議場

平成 26 年度津山圏域資源循環施設組合 11 月定例会

午前 10 時 30 分開会

●議長（西野修平氏）

ご着席を願います。

本日、平成 26 年 11 月津山圏域資源循環施設組合議会定例会が招集されましたところ、皆様方におかれましてはご多用のところご参集をいただき、大変ご苦労様でございます。

ただ今の出席議員は 15 名であります。欠席届が國政敏明君から出ております。定足数に達しておりますので、これより平成 26 年 11 月津山圏域資源循環施設組合議会定例会を開催いたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

●議長（西野修平氏）

日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 27 条の規定によって、2 番 岡安謙典君、15 番 貝阿彌幸善君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

●議長（西野修平氏）

日程第 3、「会期の決定」を議題といたします。お諮りをいたします。本定例会の会期は本日 1 日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[承認「異議なし」と呼ぶ者あり。]

●議長（西野修平氏）

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

日程第 3 発議第 1 号上程

●議長（西野修平氏）

日程第 3、発議第 1 号 管理者の専決処分事項の指定についてを議題といたします。

本案は本日提出され、お手元に配布のとおりであります。この際、提出者からの提案理由の説明を求めます。

△16 番（三船勝之氏）

16 番。

●議長（西野修平氏）

三船勝之議員、登壇。

△16 番（三船勝之氏）[登壇]

ただいま議題となりました発議第 1 号「管理者の専決処分事項の指定について」、地方自治法第 292 条の規定で準用する同法第 112 条及び津山圏域資源循環施設組合議会会議規則第 11 条の規定により、議案書に記載の賛成者 7 名とともに提出者といたしまして、提案理由

の説明を申し上げます。

本組合議会の権限に属する事項のうち、軽易な事項について地方自治法第 292 条において準用する同法第 180 条第 1 項の規定に基づき、管理者において専決処分できる事項を指定いたしたく本案を提出させていただいた次第でございます。

以上、提案理由とし、何卒ご審議の上、原案どおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

●議長（西野修平氏）

提案理由の説明は、ただいまお聞きのとおりであります。発議第 1 号について、質疑・討論の申し出はございませんので、これより採決に移ります。お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

[承認「異議なし」と呼ぶ者あり。]

●議長（西野修平氏）

ご異議なしと認めます。よって、発議第 1 号は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 4 議案第 5 号～議案第 6 号一括上程

●議長（西野修平氏）

次に、日程第 4 に入り、議案第 5 号「平成 25 年度津山圏域資源循環施設組合会計歳入歳出決算」、議案第 6 号「工事請負契約について」を一括上程し、議題といたします。

この際、管理者の提案理由の説明を求めます。

△管理者（宮地昭範氏）

議長。

●議長（西野修平氏）

宮地管理者、登壇。

△管理者（宮地昭範氏）[登壇]

皆様、おはようございます。本日、ここに津山圏域資源循環施設組合議会 11 月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

議案第 5 号「平成 25 年度津山圏域資源循環施設組合会計歳入歳出決算」についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、平成 25 年度津山圏域資源循環施設組合会計歳入歳出決算の認定を求めるものでございます。

それでは、平成 25 年度の決算概要につきましてご説明を申し上げます。

予算総額は、39 億 5,365 万 2 千円でございます。これに対する決算額は、歳入 17 億 1,579 万 1,737 円、歳出 14 億 8,332 万 9,950 円でございます。歳入歳出差し引き額 2 億 3,246 万 1,787 円を平成 26 年度へ繰り越しいたしております。

決算に関する関係書類につきましては、監査委員の審査に付し、その結果は会計決算審

査意見書のとおりでございます。

平成 25 年度における、津山圏域クリーンセンターの建設事業は、熱回収施設・リサイクル施設の設計と敷地造成工事が本格的に進み、今年 4 月 3 日には、熱回収施設・リサイクル施設建設工事に着手することができました。また、今年度は、最終処分場及び管理棟の着工を予定しており、津山圏域クリーンセンター建設事業は平成 27 年度の完成に向けて着実に進んでいるものと、このように考えております。

事業推進を行うにあたりましては、議員の皆様を初め住民の皆様のご協力の賜物と心から感謝を申し上げる次第でございます。今後も、津山圏域クリーンセンター施設の早期完成、稼働に引き続き尽力してまいりたいと、このように考えておりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。以上、平成 25 年度決算の概要につきまして総括的な説明とさせていただきます。

次に、議案第 6 号「工事請負契約について」についてご説明を申し上げます。本案は、津山圏域クリーンセンターの管理棟建設工事について工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、議案第 5 号につきましては、後ほど、大下副管理者よりご説明いたしますけれども、何とぞよろしくご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

△副管理者（大下順正氏）

議長。

●議長（西野修平氏）

大下副管理者。

△副管理者（大下順正氏）

それでは、議案第 5 号「平成 25 年度津山圏域資源循環施設組合会計歳入歳出決算」のご説明を決算書に沿ってご説明を申し上げます。

まず歳入からご説明を申し上げますので、決算書の 5 ページ、6 ページをお開きいただきたいと思っております。説明につきましては、決算の事項別明細書で各款の金額と主な内容についての説明にとどめさせていただきます。なお、備考欄にその内容を掲げておりますので、併せてご覧をいただきたいと思っております。

45 款、分担金及び負担金は、構成 5 市町の手当金として 3 億 7,925 万円。50 款、使用料及び手数料は、行政財産使用料として 3,880 円。55 款、国庫支出金の 3 億 2,191 万 3 千円につきましては、施設の建設費の財源とし循環型社会形成推進交付金を収入いたしております。

次に、65 款、財産収入は、物品の売払収入として 333 万 1,544 円。80 款、繰越金 5,919 万 2,285 円につきましては、歳計剰余繰越金の 5,382 万 9,285 円と繰越事業の繰越金 536 万 3 千円を収入いたしております。

85 款、諸収入につきましては、20 項、預金利子として 3 万 4,744 円。50 項、雑入につき

ましては、雇用保険料の個人負担分として6万6,284円を収入いたしております。90款、組合債につきましては、施設建設費の財源として9億5,200万円を借り入れております。

続きまして、歳出のご説明を申し上げますので決算書の7ページ、8ページをご覧くださいと思います。

まず、10款、議会費におきましては、議員費用弁償などで118万3,384円を支出いたしました。次に、15款、総務費では、10項、総務管理費と60項、監査委員費を合わせまして1億3,564万3,209円を支出いたしております。

その主な内容は主なものといたしまして、

10項、総務管理費では、1節、報酬では、嘱託職員2名分及び審査会委員の報酬として483万7,900円。8節、報償費では、弁護士等の報酬として31万9,520円。13節、委託料では財務事務の委託料などといたしまして、150万2千円。14節、使用料及び賃借料の243万1,471円につきましては、組合の事務所に係る土地・建物賃借料及び公用車・借上げバスなどの賃借料でございます。19節、負担金補助及び交付金の、1億2,144万2,316円につきましては、構成市町に対する職員人件費等負担金などがございます。

60項、監査委員費につきましては、監査委員費用弁償などで9万4,195円を支出いたしております。

続きまして、9ページ、10ページをご覧くださいと思います。

25款、衛生費では、施設の建設費関係で13億528万4,432円を支出いたしております。これは、クリーンセンター建設事業に係る委託業務及び工事請負が主なものでございまして、その内容についてご説明をいたします。まず、13節、委託料につきましては、現年度分の実施分といたしまして、埋蔵文化財の調査業務など6事業で、9,803万8,163円。また、繰越事業分といたしまして、最終処分場の維持管理の計画作成等の業務外2事業で、821万8,400円を支出いたしております。なお、繰越明許費欄に計上いたしております、1,686万4千円につきましては、平成26年度に繰越を行っておりますクリーンセンターの敷地造成工事外2事業の事業費でございます。

続きまして、15節、工事請負費につきましては、現年度分の実施分といたしまして、熱回収・リサイクルセンター建設費の外3事業で、11億5,270万8千円を支出いたしております。また、繰越事業分といたしましては、敷地の造成工事外1事業で、3,957万4,100円を支出いたしております。なお、繰越明許費に計上されております20億9,942万7千円につきましては、平成26年度に繰越を行っておりますクリーンセンター敷地造成工事外3事業の事業費でございます。

次に、17節、公有財産購入費につきましては、現年度分と繰越事業分の道路整備事業の用地購入費として、150万6,595円。19節、負担金補助及び交付金につきましては、組合の周辺対策事業として実施をいたしました施設周辺の道路整備事業で借入を行いました起債償還に対する負担金、14万434円を支出いたしております。次に22節、補償補填及び賠

償金につきましては、現年度分と繰越事業分の補償費として、61万8,383円をそれぞれ支出いたしております。

続きまして、11ページ、12ページをご覧いただきたいと思います。

65款、公債費では、10目、元金、3,604万4千円。15目、利子として517万4,925円を支出いたしております。次に80款、予備費につきましては、支出はございませんでした。

続きまして、13ページの実質収支に関する調書をご覧いただきたいと思います。

歳入総額は、17億1,579万2千円。歳出総額は、14億8,333万円。歳入歳出差引額は、2億3,246万2千円。このうち繰越明許費の繰越額に係る一般財源7,758万6千円を差し引きました実質収支額は1億5,487万6千円を次年度へ繰り越しするものでございます。

以上で、平成25年度組合会計決算につきましての補足説明とさせていただきます。

●議長（西野修平氏）

提案理由の説明は終わりました。

日程第5 議案質疑及び一般質問

●議長（西野修平氏）

これより、日程第5に入り、「議案質疑及び一般質問」を行います。

それでは、お手元に配付した発言通告一覧表に従い順次質問を許可します。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番、末永弘之君、登壇。

△4番（末永弘之氏）[登壇]

通告に基づいて質問致します。質問に先立ちまして、決算審査意見書をいただきありがとうございましたと申し上げておきます。

まず、管理者へお尋ねしますが、津山圏域東部衛生処理施設組合、以下、東部組合と称しますが、平成10年から平成12年にかけて、福井県敦賀市にある産廃処分場、キンククリーンセンター管理地、キンククリーンセンターそのものは、2002年に倒産されたと聞いておりますが、約3万2千トンの焼却灰を捨てたとして、この産業廃棄物処分場の整備にかかった費用1億9千万円の支払いを求める裁判を、今年10月22日に敦賀市から起こされました。

この事件は、平成17年の合併前のできごとですが、敦賀市の市長が、東部組合が来年の新クリーンセンター建設稼働に伴って組合の解散があるとの判断で訴訟を起こして、組合が解散したら、組合の構成員、奈義町・勝央町・津山市、あるいは新しくできる一部事務組合に対して損害賠償を求める措置を講じる、こういう措置に出てきたと言えます。

この問題は、平成20年3月津山市議会の中で、新しくつくられる、一部事務組合、現在の、津山圏域資源循環施設組合、以下資源組合と称しますけれども、これに業務が引き継がれることになるが、この負の部分も引き継がれるのではないかという趣旨の論議があり

ました。議会の側も、当局の側も、結論が出されないまま、今日を迎えている状況になっております。そこで、この問題について、旧勝北町と合併し、今、津山市が、奈義町、勝中央町との共同責任自治体となっております。組合を、そっくり引き継がざるを得ない状況下にあるわけで、管理者として、この負の部分を引き継がれる、こういうことになると思いますがどう思われておりますか。敦賀市から訴えられたことについての、見解をお尋ねします。

次に、平成 10 年 12 月に津山ブロックごみ処理広域化対策協議会を組織した時、この負の遺産・課題の実態を聞いて、それを了解してブロック協議会を組織したのかどうかをお聞きします。市町村の合併とか、一部事務組合とはいえ組合の合体による廃止などの場合、新しく移行する側に、解決策がなくても伝えておく、あるいは課題を受け継ぐぐらいはしておかないといけんのんじゃないかと思っております。行政の継続性とか一体性、こういうことを言われておるわけでそういう問題が起こるかどうかをお尋ねします。そして、新しい組合、すなわち資源組合にごみ処理業務が移行するわけですから、東部組合が解散してしまった後はどうなりますか。業務は、資源組合に引継がれることになりましたが、敦賀市が提起してきた裁判上の引継ぎと、任務の引き継ぎがあるのかどうかをお尋ねいたします。

次に、大下副管理者にお尋ねしますが、いわゆる住民訴訟、金員支出差止め請求事件についてですが、この裁判は、先の全協でも説明がありました、新クリーン建設用地・領家の土地を、約 4 億 2 千万円で購入したのは高すぎるということで、住民訴訟となったものです。裁判所の依頼した鑑定士は、7 千 7 百万円としました。この差額の大きさに弁護士を含めて関係する専門官も驚きました。通常、購入価格の 2 分の 1 程度を首長の裁量権の範囲とするのが通説になっておりますが、その点で、領家の土地は、ほぼ 6 分の 1 となっております。判決が大いに注目されます。12 月 24 日に公判の判決があります。仮にですけれども、組合が勝ったらどうするのか、逆に負けたらどうするのか。2 分の 1 の首長裁量権のことを考えますと、組合が負ける確率がかなり高いかもしれません。負けたらどうするのか、基本的な考え方が今の時点でわかれば教えてください。

次に 25 年度決算・議案 5 号などの質問です。

上田事務局長にお尋ねしますが、造成工事が、今年 8 月に追加変更され、16 億 7 千万円となったわけです。そのうち平成 25 年の決算年度は、監査意見書など見てみますと熱回収施設・リサイクル施設に関する土地の造成が終わったとされております。それらの工事金額はいくらになりますか。そして、その中で、いわゆる、自然由来とはいえヒ素や鉛を含んだ土壌、さらに異物と称する大量の産業廃棄物の不法投棄の処理後の汚染土壌などの調査も行ったと思いますが、そうした土壌調査費はいくらかかりましたかをお尋ねいたします。

監査委員さんの意見書の中にも若干出てくるところですけども、造成工事について、元々は、平成 25 年度には終わる予定でしたけれども、26 年度 9 月まで工期の延長がありました。工事費も 15 億 328 万円を 16 億 5 千 594 万円へと約 1 億 3 千万増やしたわけです。余分な

事ですが、この増えた原因は、前任者が、ゴミ処理施設建設には最適地だとして購入した土地でしたけれども、結果としては、とてもとても適地などとは言えない代物の土地であった事を考えれば、この増加された造成工事費は、まるまる前任者の桑山さんの責任を求めても、いわゆるサギもカラスも笑わない事ですと、私は思っております。加えて、最終処分場建設工事は、平成 25 年の 11 月に入札をする予定でしたが、指名業者選定の二度、三度の未決定による遅れ、やっと今年度 8 月になって正式な業者との契約が出来るという事態でした。こうしたことを総合的に判断しますと、確かに管理棟などは、契約の最初は延びたけれども、工期の終わりは変えていないので大丈夫ですと言うことになるとは思いますが、さてさて、本当に大丈夫なんですかということです。これほどまでに工事と業者選定の遅れをきたしながらも、目標どおり平成 27 年 12 月、一年後には稼働が出来ますかと、改めてお尋ねして登壇での質問を終わります。

△管理者（宮地昭範氏）

議長。

●議長（西野修平氏）

宮地管理者、登壇。

△管理者（宮地昭範氏）[登壇]

末永議員の質問にお答えをいたしたいと思えます。東部衛生施設組合をそっくり引き継がざるを得ない「津山圏域資源循環施設組合」の管理者として、敦賀市から訴えられた裁判も引き継がれるのではないかとという疑問にどう対応するのか。またこの裁判をどのように思うかとお尋ねでございます。

津山圏域東部衛生施設組合解散後の業務につきましては、一度構成市町に還されたのちに、ごみ処理業務のみを津山圏域資源循環施設組合で行うことになるところでございます。そのため、財産処分、訴訟対応等につきましては、津山圏域資源循環施設組合に引き継がれることはなく、津山圏域東部衛生施設組合を構成していた市町の業務となるところでございます。

この裁判について、どのように思うかということでございますが、実は、私も非常に不可解でございます。今現在、管理者、副管理者をしておる人間はですね、その当時関与していないと、こういうことでございますけれども、私自身はね、当時誰かがいろんな動きをされたんじゃないかなあと。こういうように思う節でありますけれども、これもまたいろんな立場の人から仄聞することございまして、はっきりこうだということは言えませんが、非常に不可解であると、こういうふうにお答えをいたしておきたいと思えます。

次に、この実態を了解して「津山ブロックごみ処理広域化対策協議会」を組織したのか。新しく「移行する」側に、「課題を受け継ぐ」くらいのことをしないと、行政の継続性と一体性とかは生じてこないのではないかと、とお尋ねでございます。

この課題が判明いたしましたのは、平成 12 年の 6 月の 11 日でございますが、津山ブロックごみ処理広域化対策協議会を組織した際には、知り得なかった事項でございます。繰

り返しになりますけれども、この課題は、津山圏域東部衛生施設組合を構成していた市、町にですね、引き継がれることになると、こういうことでございます。

次に、津山圏域東部衛生施設組合が解散したのち、業務は資源組合に引継ぎになるが、敦賀市が提起してきた裁判上の引継ぎと責任の引継ぎがあるのか、とのお尋ねでございます。

津山圏域資源循環施設組合につきましては、組合立廃棄物処理施設の設置及び管理並びにこれに附帯する事務を共同処理するために、津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、美咲町をもって平成 21 年 4 月に新たに組織されたものでございます。津山圏域資源循環施設組合の業務につきましては、津山圏域東部衛生施設組合の業務が移行するものではございませんで、構成市町であった津山市の一部、勝央町、奈義町のごみ処理を新たに引き受けることとなります。そのため、津山圏域資源循環施設組合は、敦賀市が提起してきた裁判、あるいはその責任を引き継ぐことはございません。以上でございます。

△副管理者（大下順正氏）

議長。

●議長（西野修平氏）

はい、大下副管理者。

△副管理者（大下順正氏）

住民訴訟の金員支出差止め請求事件に負けたらどうするか、というお尋ねでございます。判決に対する基本的な考え方につきましては、判決内容がわからない現段階でございますので、お答えできないのが実情でございますので、どうかご理解をいただきたいと思えます。

△事務局（上田事務局長）

議長。

●議長（西野修平氏）

事務局長。

△事務局（上田事務局長）

土地の造成が終わったとされているが、工事金額はいくらか。そして、そのなかで、土壤調査費は、いくらか。とのお尋ねです。造成工事費は、16 億 5,593 万 7,600 円で、平成 25 年度決算における支出済額は、6 億 2,500 万円です。また、不良土処理に要した費用は、1,671 万 750 円ですが、工事請負契約変更後に支出したもので、平成 26 年度に該当いたします。以上です。

△事務局（河島事務局次長）

議長。

●議長（西野修平氏）

河島事務局次長。

△事務局（河島事務局次長）

工事と業者選定の遅れをきたしながらも、目標どおり、平成 27 年 12 月、一年後には、稼働ができるのか、とのお尋ねでございます。

本日の議案であります「管理棟建設工事請負契約」を議決をいただきますと、クリーンセンター建設事業の主な施設の工事業者もほぼ決定の運びになります。工事にあたりましては、コスト増や労務調達の困難性は依然としまして心配されますが、現場では、地元住民の皆様のご理解とご協力のもと、作業時間の延長を行うとともに、労務員につきましては、県外を含めた人員の確保等で対応しております。今後も、それぞれの課題に細かく、真摯に対応しまして、目標どおり平成 27 年 12 月稼働に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

△ 4 番（末永弘之氏）

4 番。

●議長（西野修平氏）

4 番。末永弘之君。

△ 4 番（末永弘之氏）

まず、管理者の答弁を聞きました。これから質問することについても含めて経過をはっきりさせたいということなので、是非よう聞いていただいてはっきり後日させてもらいたい。これから質問することも含めてね。お願いいたします。

そこで、敦賀市問題ですけれども、敦賀市が訴えた裁判は、東部組合の構成自治体の業務となって、資源組合とは関係しないとの答弁でした。業務の引継ぎに関して、敦賀市の問題が判明したのは、平成 12 年 6 月だから、津山ブロック協議会を作った時には知らなかった、こういう答弁もありました。そこで、重ねてお尋ねします。環境庁が、負担の必要性を指摘したのが平成 16 年です。敦賀市が請求に入った時期にもなります。少なくとも、平成 18 年に桑山さんが市長になって、公募が始まったときは、途中だったとはいえ、これだけの重大事態ですから、法的な責任論は別として、そこで業務としては、話し合い、引き継ぎがあってしかるべきだったんじゃないかと思いますが、どう思いますか、お聞きします。

●議長（西野修平氏）

大下副管理者。

△副管理者（大下順正氏）

平成 18 年当時の、津山ブロックごみ処理広域化対策協議会は、2 市 4 町 1 村で構成されておまして、構成する一部の市町に該当する東部衛生施設組合の課題につきましては、話し合われなかったものと思っております。以上です。

△ 4 番（末永弘之氏）

4 番。

●議長（西野修平氏）

4番、末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

話合われてないということを確認をしておきます。答弁にありました、一度、自治体に戻してそれから、資源組合に移る。こういうところに重たさがあるんかもしれませんけれども、訴状に一体何が書かれているのか、これが不明です。少なくとも東部組合がなくなるというのが、敦賀市が訴訟に踏み切った原因なんです。相手が新しい組合をどう位置付けているのか、これによると私は思っております。そこで裁判で言われる可能性は絶対にゼロではない、こういうように言わなくてははいけませんが、どう思いますか、おかしなことですが、責任の一端を言われたらどうしますか、お答えください。

●議長（西野修平氏）

大下副管理者

△副管理者（大下順正氏）

訴状は、本日現在届いておりません。津山圏域資源循環施設組合は、東部衛生施設組合を構成する市町を含んでおりまして、ごみ処理業務を行います。しかし東部衛生施設組合の業務を引き継ぐということはありません。繰り返しになりますが、この敦賀市が提起しました裁判、あるいはその責任につきましては、東部衛生施設組合の解散後、地方自治法の規定によりまして、津山市、そして勝央町、奈義町に引き継がれます。従いまして津山圏域資源循環施設組合が、引き継ぐということはありません。以上であります。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番、末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

答弁いただきました。資源組合には直接関係ないということ、繰り返されておりますけれども、訴状等含めて全くゼロだということ、私は言い切れん。皆無とは言えんと、恐れを持っております。そういう意味で事態をしっかりと把握したいという意味で、花房副管理者に過去の経過を多少お尋ねします。東部組合において、キンキクリーンセンターと契約をした経過などがあればおしえてください。そもそも、東部組合が、どんな経過で、敦賀にある、民間産廃処理業者を知ったのか、わかれば教えて下さい。

△副管理者（花房昭夫氏）

議長。

●議長（西野修平氏）

花房副管理者。

△副管理者（花房昭夫氏）

東部衛生施設組合につきまして、ご心配をいただいております。末永先生のご質問に、

辛いところの手が届くような答弁が出来るかどうかわかりませんが、誠意をもってお答えをさせていただきます。

[「よろしく頼みます。」と呼ぶ者あり。]

まず、平成 10 年 2 月 25 日に開催をされました津山圏域東部衛生施設組合の定例会におきまして、焼却残渣を平成 10 年度に運び出すことが議決をされました。その当時私は、組合の収入役でございましたが、平成 10 年の 4 月に管理者が奈義町長から勝央町長へ代わりましたために、併せて私の収入役の任も解かれたということでございます。敦賀市の民間処分場を選択いたしましたのは、平成 10 年の 6 月 2 日の組合の全員協議会で決められておるようでございますが、私は組合の収入役の任を解かれていたために、その席には出席をいたしておりませんので、詳細については分かりかねるところでございます。

△ 4 番（末永弘之氏）

4 番。

●議長（西野修平氏）

4 番、末永弘之君。

△ 4 番（末永弘之氏）

奈義町の現場から、誰が敦賀市まで運んだんですか？わかれば教えてください。

●議長（西野修平氏）

花房副管理者。

△副管理者（花房昭夫氏）

記録によりますと、運搬は一般廃棄物処理委託契約に基づきまして、敦賀市の民間処分場のキンキククリーンセンター株式会社となっております。

△ 4 番（末永弘之氏）

4 番。

●議長（西野修平氏）

4 番、末永弘之君。

△ 4 番（末永弘之氏）

今、お答えになりましたキンキククリーンセンターは、暴力団がらみと言われております。その実態を知って、東部組合は敦賀に産廃を運んでもらいましたか？

●議長（西野修平氏）

花房副管理者。

△副管理者（花房昭夫氏）

当時は、そういうような実態は全くわからなかったという状況でございまして、しかし、この会社が倒産をされまして、ご指摘のような新聞記事が出ておったと、このように記憶をいたしております。

△ 4 番（末永弘之氏）

4 番。

●議長（西野修平氏）

4番、末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

いわゆるこうしたことに関して、当時、東部組合の内部で議会との協議など、どのようなことを相談していたのか、わかればおしえてください。

●議長（西野修平氏）

花房副管理者。

△副管理者（花房昭夫氏）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正によりまして、津山圏域東部衛生組合の最終処分場が厚生省から法令に違反はしていないが不適切と考えられる最終処分場と指摘されまして、この基準をクリアする新しい最終処分場の建設を目指しまして、土地の確保、また防衛庁の補助事業の要望などを行ってございましたが、下流の同意がどうしても得られない、こういうことになったわけでございます。従いまして、建設を断念して、焼却残渣を運びだすということを相談をしております。以上でございます。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番、末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

先程答弁にありました、このキンキクリーンセンターと契約をする時に、なぜ、勝央町の町長さんが、奈義町に代わって管理者になったんですか。わかるように教えてください。

●議長（西野修平氏）

花房副管理者。

△副管理者（花房昭夫氏）

その原因については、私は分かりません。変わったということは事実でございます。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番、末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

これも同じようなことだと思いますが、先程答弁にありました、個人の名前を出して恐縮ですが、花房さんは、収入役だったけれども、管理者が代わったから、いわば自動的に収入役を降りたと、こういう理解でよろしいでしょうか。

●議長（西野修平氏）

花房副管理者。

△副管理者(花房昭夫氏)

組合の収入役は、組合の規約によりまして、管理者の属する市町の収入役がこれにあたるという決まりがございますので、その決まりに従って代わったということでございます。

△4番(末永弘之氏)

4番。

●議長(西野修平氏)

4番、末永弘之君。

△4番(末永弘之氏)

勝央町の町長が、管理者になったのは何カ月間だったんですか。

●議長(西野修平氏)

花房副管理者。

△副管理者(花房昭夫氏)

平成10年4月10日から平成11年2月24日までの11カ月間と記録されております。

△4番(末永弘之氏)

4番。

●議長(西野修平氏)

4番、末永弘之君。

△4番(末永弘之氏)

だとすれば、キンキクリーンと契約する時だけ管理者だった、こう言えるんじゃないんでしょうか。どうでしょうか。

△副管理者(花房昭夫氏)

議長。

●議長(西野修平氏)

花房副管理者。

△副管理者(花房昭夫氏)

その詳細については分かりませんが、奈義町長が、また管理者に復帰をいたしまして、それから平成11年度・12年度につきましても奈義町長が管理者としてのキンキクリーンセンター(株)とは契約をいたしております。10年度が植月町長の時であったということがございます。

△4番(末永弘之氏)

4番。

●議長(西野修平氏)

4番、末永弘之君。

△4番(末永弘之氏)

植月町長が管理者になった10年に契約したということだけ確認させていただきます。さて次に、噂話にすぎませんが、当時の組合議会全員協議会などで、奈義町の正式

な議会で、日本共産党に所属する議員が、この件で色々と批判をすると。その議員を、圏域組合議会に来てもらえと。できもしないようなことを全員協議会で勝央町の議員が言ったという噂があるんですが、それご存知ですか？

●議長（西野修平氏）

花房副管理者。

△副管理者（花房昭夫氏）

私は、詳細は存じておりません。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番、末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

今、私の友達ですからね、多少色々と聞いているということだけ言っておきます。日本共産党の議員に物申すと言われた議員が、当時の勝北町の民間人Mさんにお礼を言わなきゃいけないということが、全員協議会などで言われたとも聞いておりますが、Mさんの存在を明らかにしております。何のお礼だったかわかりますか。

●議長（西野修平氏）

花房副管理者。

△副管理者（花房昭夫氏）

私にはそのことは一切分かりません。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番、末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

多少、私の憶測もあります。奈義町の話もありますが、Mさんの紹介で、暴力団の影響下にあるとするキンククリーンセンターを知るようになって、そこと契約をしたということではないのでしょうか。

●議長（西野修平氏）

花房副管理者。

△副管理者（花房昭夫氏）

何度も分からないということをして続けて申し上げますけども、その件につきましても私には分からない事項でございます。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番、末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

ちょっと辛いねと言っておきましょう。当時、Mさんが勤務していたのではないかと
言われる、津山のK建設と、敦賀に灰を運搬する契約を結んだという噂もありますが、それ
ご存知ないですか？

●議長（西野修平氏）

花房副管理者。

△副管理者（花房昭夫氏）

ご指摘の会社と同じかどうかわかりませんが、津山の業者と運搬契約をしてお
りましたが、契約後すぐに解除をしておるという記録がございます。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番、末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

ちょっとこれは、管理者もね、調査するというを明らかにしてもらいたいんですよ。
キンキクリーンが格安で捨てさせてくれる、このサービスをMさんなどがお世話した。こ
ういうことがどうか明らかにしていただきたいんですが、どうでしょうか。

●議長（西野修平氏）

花房副管理者。

△副管理者（花房昭夫氏）

そのことについて、私には分かりません。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番、末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

わからんことばあ、聞いてこっちも申し訳ないんですけど、平成10年度分、当初の年、
3千トン位を無償で処分してくれたというのは、本当ですか？

●議長（西野修平氏）

花房副管理者。

△副管理者（花房昭夫氏）

いくらかサービスがあったということは聞いております。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番、末永君。

△4番（末永弘之氏）

さきほど質問した津山のK建設は、契約したのはよく知らんという代表者が言われとるという話も聞くんですが、それ聞いたことありませんか？

●議長（西野修平氏）

花房副管理者。

△副管理者（花房昭夫氏）

聞いたことはありません。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番、末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

結局この建設会社とは、東部組合としたら、何があったんですか。わかれば教えてください。

●議長（西野修平氏）

花房副管理者。

△副管理者（花房昭夫氏）

何があったかということは私にはわかりません。

●議長（西野修平氏）

4番、末永君。

△4番（末永弘之氏）

わかりにくいことを尋ねておるかもしれんけど、契約をすぐ解除をしたのは事実ですかどうなっていたのかというようなこと等は、何で契約解除したんですか？

●議長（西野修平氏）

花房副管理者。

△副管理者（花房昭夫氏）

当該会社から契約解除の申し出があったというふうに聞いております。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番、末永君。

△4番（末永弘之氏）

正式に会社から解除の申請があったということは、記憶に留めておきますが。さて、さっき言いました、無償処分と言われる灰の量、3千トンも含めて、現地では、不当埋め立

てになったと言われていますが、その実態がわかりますか？

●議長（西野修平氏）

花房副管理者。

△副管理者（花房昭夫氏）

平成12年6月の新聞報道で、最終処分場の許可容量を超える違法処理が判明したところ
でございます。そこで知ったということでございます。

●議長（西野修平氏）

4番、末永君。

△4番（末永弘之氏）

間違いのないという事実は、この無償分も含めて、今回の裁判の支払い対象金額になっ
ていると思いますが、そう認識してよろしいか？

●議長（西野修平氏）

花房副管理者。

△副管理者（花房昭夫氏）

そのような認識でございます。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番、末永君。

△4番（末永弘之氏）

とてもおかしいことだと言わなきゃいけません。一体誰がこんな芝居を組んだかわかれ
ば教えてください。

●議長（西野修平氏）

花房副管理者。

△副管理者（花房昭夫氏）

申し訳ありませんが、私にはその点については一切分かりません。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番、末永君。

△4番（末永弘之氏）

管理者にも聞いてわかると思いますが、わからない答弁、仕方がないんですね、これは。
わかれ、言よんじゃないけど、やっぱりはっきりしてもらいたい課題だということを、よ
う覚えとってください。後々にまた聞く時があると思うんです。

花房副管理者に失礼ですが、聞いてきました。最後にお聞きしますが、相当確かな確実
性で、平成10年6月時点、搬入が始まった頃に、敦賀市の市長、当時、河瀬一治さん。今

でもこの方が市長なんですね。東部組合の焼却灰の搬入は認めない、こういう抗議の正式文書がきたと聞きますが、そんなことがありましたか。

●議長（西野修平氏）

花房副管理者。

△副管理者（花房昭夫氏）

その当時は、組合に関係していなかったために知りませんでした。しかし、今日のような状況になり確認をいたしましたところ、敦賀市との事前協議の際、敦賀市の回答書にご指摘のような文面でのご意見がありました。ただし、協議を重ねまして、その後、敦賀市のご理解を得たというふうに聞いております。以上でございます。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番、末永君。

△4番（末永弘之氏）

あと、後に管理者に再度質問いたしまして、とりあえず、花房さんとのやりとりはこれで終わります。

次の課題ですけれども、住民訴訟についての答弁をもらいました。監査意見書の中で、関係する住民との対話のことや、理解のことなども触れられておりますけれども、領家の町内が不幸な事態のまま、推移しております。稼働までには、感情的に、昔に帰ると言うのはかなり難しい、出来ない事とは思いますが、過去は過去として、町内を一つにしてもらう、和を取り戻すことは、行政の責任でやるべき、こう思いますがいかがでしょうか。

●議長（西野修平氏）

どなたですか。

[「順番が違ごうたんじゃな。」と呼ぶ者あり。]

●議長（西野修平氏）

では、もう一度発言をお願いします。

△4番（末永弘之氏）

ちょっと待ってください。失礼、ちょっと質問の順序を間違えて質問したようですから別にします。

●議長（西野修平氏）

はい4番、末永君。

△4番（末永弘之氏）

次に、建設工事に関係することで再質問いたします。クリーン以外の建築物はおおむね一回で入札が終わっているわけです。答弁にあるような理由は、どこにでも同じようにあったと思っておりますけれども、さて、登壇の質問で、26年度への継続扱いした造成費の方で、いわゆる土壌の汚染問題は処理したということで、今日の決算では質問できないと

いうことになってしまったわけですが、もともと、25 年度には終わる予定でした。色々な理由があって、平成 26 年 9 月までに延期して、さらに、工事代金も増加してきた、こういうことになっておるわけです。1,600 万円の汚染土壌の整理費について、前の土地の所有者、株式会社 E N A と、そして、土地は汚染されていない、安全だと、強調して、かなり強引に土地購入をした前任者の桑山さんに、この責任をとってもらうべき性格があると、以前から指摘しておりますが、今でも、私の不動の思いなんです。この点はどうなっておりますか。これからの歳入について、大いに期待しておりますから、答弁いただきたいと思えます。

△事務局（上田事務局長）

議長。

●議長（西野修平氏）

事務局長。

△事務局（上田事務局長）

株式会社 E N A から土地を購入した時点では、エナ及び組合で土壌調査を行い、土地の安全性を、双方で確認をしたのちの土地取得でもありました。そして、組合が自ら土壌汚染対策法に準拠して調査を行い、安全を確認した土地を取得したのちに生じた事態のこともあり、以前からご指摘を受けていながらも、前所有者、前管理者、両者の責任が問えるかどうか、大変に苦慮しているところであります。以上です。

△4 番（末永弘之氏）

4 番。

●議長（西野修平氏）

4 番、末永君。

△4 番（末永弘之氏）

大変苦慮しているということですが、土地購入時、平成 22 年 1 月 6 日の土地売買に関する契約書でお尋ねしますが、瑕疵担保責任第 11 条において、株式会社 E N A は、資源組合に対して、本件土地に何らの瑕疵がないことを保証する。ただし、本件土地に隠れたる瑕疵があると発見された場合は、民法 570 条に従う。こういうことになっております。建設予定地に、瑕疵がないことを保証されていたわけですから、瑕疵があった、環境基準を超えて鉛が見つかり、異物と称する大量の産廃があった。そのために、土壌の調査・安全化対策が必要になった。すなわちこの瑕疵にお金を使ったわけで、何でその責任を求めないのですか。お尋ねします。

△事務局（平井事務局次長）

議長。

●議長（西野修平氏）

平井事務局次長。

△事務局（平井事務局次長）

敷地造成工事着手時に行った土壌調査では、熊本学園大学の中地教授のご助言をいただき、これまでの組合及び前土地所有者が行った、現行の土壌汚染対策法に準拠した調査では網羅できない、きめ細かい調査を行い、その結果に伴う対策を行ったことで、周辺住民の皆様方のご不安を、少なからず解消できたものと考えております。また、残土処理地の不適切な物は、前土地所有者が掘り起して運び出し、適切に処理しており、不適切な物が残っていないことは、調査に立ち会った中地教授にも確認をいただいております。しかし、結果として、環境基準をわずかに超過する物質が確認され、対策費が生じる事態となりましたが、環境基準ぎりぎりのこの土の状態は、掘り起こしてしばらく酸素とゆっくり触れさせると基準値を超えない普通の土に戻る、濃度としてはかなり低いレベルだとも聞いているため、ご指摘をいただいた瑕疵の取り扱いについては、慎重に対応してまいりたいと考えております。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番、末永君。

△4番（末永弘之氏）

甲田事務局次長にお尋ねしますが、答弁があったように瑕疵がないと述べておられるながら、実際は瑕疵があった。わずかじゃなんとかじゃないと思うんですよ。そうしますと、契約書で約束したことをどう思っていますか。契約書に書いていることをどう思っているか答弁してください。

●議長（西野修平氏）

甲田事務局次長。

△事務局（甲田事務局次長）

瑕疵担保責任の条文につきましては重く受け止めておりますけれども、その取り扱いにつきましては、慎重に対応してまいりたいと、このように思っております。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番、末永君。

△4番（末永弘之氏）

あわせて瑕疵が無いとして、土地を購入した前管理者への責任も求めるべきではありませんか、お答えください。

●議長（西野修平氏）

甲田事務局次長。

△事務局（甲田事務局次長）

前管理者に責任が問えるかどうかにつきましても、繰り返しになりますが、慎重に対応してまいりたいとこのように考えております。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番、末永君。

△4番（末永弘之氏）

いつまでも慎重では困るということをおきます。同じく、土地売買に関する契約書で、契約外の事項・書かれていない課題の解決、契約上における想定外の出来事というのは、どう決めておりますか。

△事務局（甲田事務局次長）

議長。

●議長（西野修平氏）

甲田事務局次長。

△事務局（甲田事務局次長）

契約上における想定外の出来事につきましては、土地売買に関する契約書第10条、契約外の事項でございますが、に従いまして協議をして定めることとなります。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番、末永君。

△4番（末永弘之氏）

これもあとで、管理者にお尋ねします。熱回収施設・リサイクル施設、今議会の管理棟の契約の問題で重ねてお尋ねします。建築の場合、あえて、クリーンに関してとだけ述べておきますが、1回目の入札で、契約が出来ない事態となっております。津山市などの建設工事は、1回目でおおむね終われるわけです。何でクリーンに限って、2回も、3回も、入札が必要となるんか、考え方をお尋ねします。

●議長（西野修平氏）

河島事務局次長。

△事務局（河島事務局次長）

昨今の建築工事の不調は、資材の高騰や監理技術者及び職人の不足に起因する全国的な傾向でございます、やむを得ない状況にあったものと推測しております。以上です。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番、末永君。

△4番（末永弘之氏）

もっとね、スムーズにやってもらいたいという意見だけ述べておきます。

次に別に課題ですが、住民訴訟で大下副管理者から答弁をいただきましたが、重ねてお尋ねします。12月24日に判決が出される住民訴訟です。負けたら、元の地権者(株)ENAと前任者である桑山さんに差額を支払ってもらう必要がある。検討の余地はないと思うんですが、どうされますか。

●議長（西野修平氏）

大下副管理者。

△副管理者（大下順正氏）

判決が確定いたしましたら、判決に従わなければならぬとこのように考えております。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番、末永君。

△4番（末永弘之氏）

法的な措置として、負けたら上告というやり方。そして、被告の行政が勝ったら原告の住民の側が上告。これがいわゆる裁判のパターンになっておるわけなんですね。この種の裁判、実態的には、工事が行われて、やがては、稼働するという宿命の下にあると言わざるを得ません。土地代金の高い・安いも、いわば過去の過ぎた物語となりがちです。管理者会議で今後の在り方を慎重に話し合っていくべきだと、このように思いますが、副管理者の重ねての意見を聞きたいと思います。

●議長（西野修平氏）

大下副管理者。

△副管理者（大下順正氏）

先ほども答弁いたしましたとおり、判決が確定致しましたら、判決に従わなければなりません。運営にあたりましては、本訴訟を過去の物語とすることなく、住民の皆様に充分ご理解をいただけるよう説明に努めてまいりたいと、このように考えております。そしてこのようなことが二度と起こらないように真摯に対応してまいりたいと、このように考えております。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番、末永君。

△4番（末永弘之氏）

これもあとで管理者に聞きますが、先程はちょっと間違いをおかしまして失礼しましたけれども、住民訴訟についての今、答弁がありました。ここらがさっき言ったこととダブりますから省きますけれども、管理者、稼働までに地元の町内、領家の町内を一つになってもらおう。輪を取り戻すこと、これは、僕はやっぱり行政の責任だと思えて仕方がないんです。これについて何とかすべきじゃありませんか。考え方をお尋ねします。

△管理者（宮地昭範氏）

議長。

●議長（西野修平氏）

宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

それではお答えをいたします。組合管理者に就任をいたしましたときに、その前から多少わかっておったんですけども、クリーンセンター建設事業に起因をいたしまして、町内会の問題が生じているということは知っておりました。心を痛めておったところでございます。事業を進めるにあたりましては、関係者との対話に努めてきたつもりでございます。その中で一定のご理解はいただけたものと思っておりますけれども、今後も町内会問題の解決に向けましては、真摯に取り組んでまいらなきゃならんと、このように思っております。以上です。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番。末永君。

△4番（末永弘之氏）

真摯という言葉は極めて便利ではあるんですけどね。本格的にね、稼働までにやっぱり解決するという姿勢が、私はいるんじゃないだろうかということを指摘しておきます。また、次々出てきますけれども、住民訴訟・裁判の問題で、重ねたところもお尋ねするんですけども、原告・住民の会、私も多少関係しております。オンブズマン関係の原告とは、多少、意見が違って来るかもしれませんが、私どもある意味では、重大な決意も含めて、これからのあり方を裁判が終わったら論議したい。こういう決意であるということ、まず申し上げて管理者へ質問です。裁判は終止符を打って、気持ちよく稼働を迎える。こういう措置が一つは必要ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

△管理者（宮地昭範氏）

議長。

●議長（西野修平氏）

宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

金員支出差止等請求訴訟につきましては、9月24日の第19回の弁論準備をもちまして弁論は終結となったと、こういうことでございます。12月24日に判決が言い渡されると、との報告を受けておるところでございます。本訴訟につきましては、平成21年の12月24日に提訴をされまして、中途から引き継いだものでございますけれども、5年の長きにわたる歳月を要したものでございます。判決内容にもよりますけれども、今、言われますように気持ちよく稼働を迎えたいということが私の願いでございます。以上でございます。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番、末永君。

△4番（末永弘之氏）

確かにね、判決の内容を見ないとわからないという論理はよくわかるんです。お互いがその通りと言わなきゃいけません、しかし、ここまで来て、今日のような現場を迎えた上に立って、今だから言えるんです。判決が出たら言いにくいんです。勝っても負けてもお互いがと、私は言ようんです。英断をすべき時期だと、こう言っとんです。気持ちよく稼働を迎えるということは、勝っても、負けても本当の意味で裁判を終えると言う事につながっていかなくちゃいけません。ある意味では、長い住民とのいざこざにも、ほぼ終わりを告げることを意味していると私は思っておるんです。それは、率直に申し上げて誰にでもできる技では決してありません。私は、宮地さんをおだてるんじゃないと思いますけれども、そこに宮地らしさ、宮地でないと出来ないものがある。私はそう思い込んでます。住民の会の側は、私との関係があると敢えて本会議で言うところなんです。どう思われますか。管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

議長。

●議長（西野修平氏）

宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

新クリーンセンター稼働後も、訴訟を継続しながら、施設を運営するというような事態につきましては、住民の皆様方にご理解をいただいているとは言い難いものでございます。これまで私なりに職員とともに関係する皆様との対話を基調として事業に取り組んできたこと。ここが私から申し上げますと、宮地らしさではなかろうかと、このように考えているところでございます。今後も来年の12月の稼働に向けまして、努力してまいるとこのことでございます。よろしく申し上げます。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番、末永君。

△4番（末永弘之氏）

言葉として適当じゃないかもしれませんがね、地元の町内、住民の会との側に市長自らが裸になって飛びこんで、何とかすべきだということで努力してもらいたい。それ以外に私は道が開けんと思っておるんです。第三者に任せておったら、これは解決しません。こういうように思えて仕方がないんです。長いいろんな経過をもってきた住民との様々な課題です。鏡野町側は、まがりなりにも、今日、全員協議会で報告がありました。環境保全に関する協定が、下原上・下、周辺町内、あるいは連合町内会と出来上がった。一つの矛盾点、間違いさを、いわば克服したわけです。しかし、全てが解決したとか、問題はゼロになった、そういう結論ではないことはわかっておりますけれども、それでも一つの結論を出す方向に向いたわけです。すると残るもう一つの課題は、やっぱり、領家の町内の一本化、これが大切であります。努力していくという答弁をいただいているんですけど、本当にね、裸になって飛び込んで話し合いをしていく。これがないとね、無様な格好のまま稼働したり、ずーっと永久に残ったら大変だと思っておりますので、重ねてもういっぺん、管理者の決意を聞きたいと思います。

△管理者（宮地昭範氏）

議長。

●議長（西野修平氏）

宮地管理者

△管理者（宮地昭範氏）

ご指摘がございました。今後も解決に向けまして、私なりに一步一步努力してまいろうと、このように考えております。以上です。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番、末永君。

△4番（末永弘之氏）

じゃあこの問題、まあ下駄を預ける、という言葉がありますから、管理者に下駄を預けておきますからね、吉報を待っております。

次に、造成工事の費用に関係して、管理者にお聞きします。答弁を聞いた感じでわかると思いますが、土地売買に関する契約書と、前地権者の（株）ENA及び、安心・安全だと偽って土地を購入して、それを、宮地さんは、継続・継承せざるを得ない立場で、領家しかない。そこで領家に新クリーンセンターを建設するという立場を、今、貫いてこられたわけです。領家ででの事業推進に入ったわけです。ところが、安全な土地じゃなかった。微量か微量でないかとか、誰がどうしたとか言うんじゃないんです。わずかとはいえ、鉛

が環境基準を超えて見つかったんです。何よりも、異物と称する産廃の後始末の課題を含めて、検査の必要性が、土壌学者、答弁にありました、人から指摘されて、それらに要した費用、わかるでしょう。一般的な造成工事じゃないんです。それらの検査費用とか安全化対策工事。これも空気中に触れてどうのこうのという答弁もありました。安全化の工法を聞いてんじじゃないんです。いくらかかったか別として、これは来年の決算ということのようですけど、その安全化に必要なお金、約1千6百万円ぐらいだろうと想定されておりますが、ここにやっぱりね、二人の人の瑕疵があったというべきだと思っておるんです。その責任を求めていくというのが、まさに宮地さん市民目線に立った、無駄遣いをしない、同じ仕事をして、その財源の在り方が、大きく違うんですよと、この立場をとるべきではないかと思うんですがいかがでしょうか。

●議長（西野修平氏）

宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

掘り起こして暫く仮置きすることによりまして、濃度として問題にならない土壌にしていく、このことは、安全のための対策としては必要なことと考え実施をしてきたところでございます。また、セメントを用いての安定化対策につきましても、より安全を求め、事業を進めることに対するの安心感を持っていただくために行ってきたところでございます。しかし、その改良費用を前所有者に求めることができるかどうか。実はその判断に非常に私自身、苦しんでおるということでございます。現時点の思いです。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番、末永君。

△4番（末永弘之氏）

だいたいこの話を聞くと、苦しんでおると。私の心中を察してくれという答弁が多いんですけどね。苦しむだけじゃいけないと思うんですよ。前に向いてもらいたい。以前から指摘していることですが、何とかやっぱりすべきだと思えて仕方ありません。土地売買に関する契約書が、第8条 契約に関する紛争の解決において、関係者とか議会議員も、含まれているのではないのかと思うんですけれども、異議の申し出があった場合は、議会で異議を申しているのはあんたも承知のとおりなんです。関係者から異議があると解して、E N Aと話あうべきではありませんか。その判断はどうですか。

●議長（西野修平氏）

宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

土地売買に関する契約書の関係者の解釈につきましては、一般的には当該土地に利害を有する者と、このように理解をしておるところでございますが、議会で異議を申し出られ

た議員が関係者に該当するかどうかにつきましては、弁護士にも相談したいと、このように思っておるところでございます。以上です。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番、末永君。

△4番（末永弘之氏）

是非ね、弁護士も含めて相談していただきということで、次の敦賀問題、最後にお尋ねいたします。

敦賀訴訟問題ですが、その後、ブロック協議会の組織をした時とは、時期が違うとの答弁もありました。管理者にお尋ねしますが、ブロック協議会を作った時は、敦賀問題は、にもなかったとはいえ、その後、美作市が抜けたり、正式な一部事務組合を作るときは、当然問題となったわけで、その後この話が資源組合に引き継がれたことがありますかどうか、管理者の考え方をお尋ねいたします

●議長（西野修平氏）

宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

この課題につきましては、以前に旧勝北町として加入をしておりました津山圏域東部衛生施設組合としての判断がなされたものでございます。そののちに、平成21年4月に構成されました津山圏域資源循環施設組合は、この津山圏域東部衛生施設組合とは別に組織をされたことから、津山圏域資源循環施設組合が、敦賀市が提起してきた裁判、あるいはその責任の引継ぎは問題とされなかったものと思われるところでございます。以上です。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番、末永君。

△4番（末永弘之氏）

行政の継続性とか、一体性とか言う言葉がありますけれども、宮地管理者になってからも、この問題が提起されるまで、全然話題にならなかったという。だとすれば、何にも言う事はないではありませんか。ほっとけばええわけではありませんか。理屈の上では、旧勝北町関係者にまかせる以外にない、こう思うんですがいかがですか。

△管理者（宮地昭範氏）

議長。

●議長（西野修平氏）

宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

津山圏域東部衛生施設組合の焼却残渣を敦賀市の業者に委託していた時期がございまして、そのことによる問題が生じていることは知っておりました。今後は、構成団体と協議をしながら対応していきたいと、このように思っておるところでございます。以上です。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番、末永君。

△4番（末永弘之氏）

引き継いでないものはね、ほっとけばええということだと、私が言ようのはで。覚えておいてください。少し話は変わりますが、キンキクリーンは、最初、無料で運んでくれた。他の業者より安い。この現象があったようですけども、Mさんの紹介もあって、契約をされたと言う事になると思います。このキンキクリーンの手口を、どう管理者思っておられますか。

●議長（西野修平氏）

宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

福井県から許可を受けていない違法な処分場を持つキンキクリーンが、不誠実にもその事実を隠しまして、津山圏域東部衛生施設組合の焼却残渣を処分していたことによりまして、敦賀市から提訴されるという状況になっておるところでございます。非常に残念なこととございまして、キンキクリーンには、一般廃棄物を適正に処分しなければならない責任を有している自治体の長として非常に大きな憤りを感じておるところでございます。以上でございます。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番、末永君。

△4番（末永弘之氏）

先程、花房副管理者の答弁で、いわゆる暴力団との関係。契約当時は知らなかったが、その後、新聞などでそれらしい記事を見たという意味のことがありました。私が、持っている資料でも、明らかに山口組の若い人が出入りしているということが頻繁に書いてあります。わりに朝日新聞、読売新聞の方が多いですね。行政も恐れているという書き方をしている時もあります。この点で、まさに最初安い。やーさんの手口だと私は思うんですが管理者はどう思いますか。

●議長（西野修平氏）

宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、不誠実な行為をする恐れのある者。また、暴力団及び暴力団が事業活動を支配する者には、廃棄物処理業の許可をしてはならないと、このように規定をいたしておるところでございます。福井県の行政指導にも問題があると、このように思いますけれども、ご指摘のようなことであれば、私の信条でございます「ならぬものはならぬ」、「言語道断」とはつきり言わざるを得ないとこのように思います。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番、末永君。

△4番（末永弘之氏）

なんべんも言いますが、最初は無料部分もあった。安くしてくれた。しかし、結果的には、違法埋め立て、倒産、損害賠償、最後は高い買い物に付きそうな気配と言わなくてはなりません。それはどう理解されておりますか。

●議長（西野修平氏）

宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

当時、厚生省から指摘を受けた自治体は、対応に相当に苦勞されたとこのように聞いております。そういう状況の中で、キンククリーンを信頼していたにも関わらず、仮に背後で暴力団が暗躍し、結果として「騙された」という状況があったならば、誠に遺憾な状況、あってはならない状況であると、このように理解をいたしております。以上です。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番、末永君。

△4番（末永弘之氏）

花房さんが、失礼ですが、裁判を起こされた被告の席におられるんで、ちょっと本来、花房さんに聞かなきゃいけないのかもしれませんが、裁判上は被告を変更するというような行為というのは、なかなかうまくいかない。東部組合は、東部組合として存在しないといけないと思うんですが、この点については、管理者どう思われますか。

●議長（西野修平氏）

宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

一部事務組合の解散につきましては、地方自治法の規定によりまして、関係地方公共団体の議会の議決を経た協議と県知事への届出等により成立を致すわけでございますが、解散の条件は何ら規定がないと、こういうことになっておりまして、関係地方公共団体にお

いてその必要を認定すれば足りるとされておるところでございます。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番、末永君。

△4番（末永弘之氏）

これも花房さんに本来聞くべきかもしれませんが、流れですからちょっと辛抱してください。裁判が決着するまで、奈義、旧勝北、勝央町は、現在の東部組合を引き続いて対応してもらう、こういうことは考えられませんか。

●議長（西野修平氏）

宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

先ほども答弁致しましたけれども、法的な事も含めまして構成団体と十分協議し対応していきたいと、このように考えております。以上です。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番、末永君。

△4番（末永弘之氏）

まさか、新しいこの組合に責任とれというわけにいかんと思うんです。それこそ、美咲町や鏡野町には、大きな大迷惑な話です。しかしごみは、現在の東部衛生処理組合の関係する地域も引き受けざるを得ない。これでは困るんじゃないんですか。ごみを引き受けるのを敦賀裁判が終わるまで引き延ばす。これはできませんか？

●議長（西野修平氏）

宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

津山圏域クリーンセンターの熱回収施設は、1日当たり、1市4町の一般廃棄物である可燃ごみ128tを24時間全連続運転によりまして処理する計画でございます。津山圏域クリーンセンター施設を効率よく運営していく上でも、津山圏域東部衛生施設組合に関係する奈義町、勝央町そして旧勝北町の一般廃棄物も津山圏域クリーンセンターで引き受けていくことが必要であると、このように考えております。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番、末永君。

△4番（末永弘之氏）

時間がありませんから、これでほぼ終わりになるだろうと思うんですけど、管理者ね、確かに今までの経過を見たら、ごみを焼くという行為、業務と言うんでしょうが、これは資源循環施設組合に、旧勝北町も勝央町も奈義町も当然引き受けて焼く。これはこれで仕方ないというか、当たり前のことと理解はしているんです。そうかもしれないんだけど、裁判上の対策、支払い命令が出るかもしれない。出さないよう努力をしなきゃいけない。そうしたことへの解決へ向けて、新たな提案。例えば言葉は違ってても清算事業団のような組織を残して、変更してでもその方が万事都合が良い。3つの自治体に分けてしまったらおかしくなってしまう。こういうように思えるんです。周辺の人、資源循環施設組合に関係する、さっき言った美咲町や鏡野町の人も含めて、その方がより安心しとられるんじゃないでしょうか。いかがですか。最後に管理者の考え方をお尋ねします。

●議長（西野修平氏）

宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

先ほどございましたように、議員のご指摘、考え方も含めまして、関係者と協議をしてまいろうと、このように思っておるところでございます。以上でございます。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番、末永君。

△4番（末永弘之氏）

それではここに関係する自治体3つとも、首長さん今日ちょっと休まれて副町長さんがおられるようですが、奈義、勝央、津山とおられるわけで、ぜひね、私が言えることもね、参考にして考えてもらいたいということをお願いしておきます。さて、議長さん。全協でお願いしたように討論の時間が本当はあるんですけど、一応時間の関係があって討論も一緒にしておきます。

議案第5号。平成25年度津山圏域資源循環施設組合の、歳入・歳出・決算に予算の審議の過程の中で、当時の領家の状況下の中で、そう事業を推進ばかりすべきじゃないということと、今日にも質問をしました歳入の分野でね、やっぱり元地権者、元管理者からいくらかのお金を入れた決算を作ってもらいたい。そういう意味で議案第5号に反対するという意見を申し上げて、私の質問と討論を終わります。

●議長（西野修平氏）

以上で4番、末永弘之君の質問を終わります。

以上で通告による質問、質疑は終わりました。討論については、通告がございません。これより採決に入りたいと思いますが、ただいま上程いたしております日程第4の2つの議案につきましては、先程の質疑の中で反対の意見が出されておりますので、起立により、

それぞれ分割して採決をいたします。

まず、議案第5号について採決をいたします。お諮りいたします。本案を、原案のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

(賛成 12 名、反対 2 名)

●議長（西野修平氏）

起立多数と認めます。よって、議案第5号については、原案のとおり認定することに決しました。次に、議案第6号について採決いたします。お諮りいたします。

本案を、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

(賛成 14 名)

●議長（西野修平氏）

起立全員と認めます。よって、議案第6号については、原案のとおり可決することに決しました。本定例会に付議されました案件の審議は、以上で終了いたします。

この際、管理者よりご挨拶があります。

△管理者（宮地昭範氏）

議長。

●議長（西野修平氏）

宮地管理者、登壇。

△管理者（宮地昭範氏）[登壇]

本日は、大変ご多忙のところ組合議会定例会にご出席をいただきまして、また、ただ今は提案した議案につきまして、ご議決を賜りまして誠にありがとうございました。

今後とも、津山圏域クリーンセンターの施設完成に向けて最大限の努力をする所存でございますので、議員の皆様方におかれましては、ご指導並びにご支援のほど心からお願い申し上げます。本日は大変ありがとうございました。

●議長（西野修平氏）

これもちまして、平成 26 年 11 月津山圏域資源循環施設組合議会定例会を閉会いたします。本日は大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

午前 11 時 49 分 閉会

地方自治法 123 条 2 項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

平成 26 年 11 月 7 日

議事録署名人 津山圏域資源循環施設組合 議長 西野修平

津山圏域資源循環施設組合 議員 岡安謙典

津山圏域資源循環施設組合 議員 貝阿彌幸善

平成 26 年 11 月津山圏域資源循環施設組合議会定例会発言通告一覧表

平成 26 年 11 月 7 日

| 区 分 | 番目 | 氏 名 | 件 名 | 答弁者 |
|--------------|----|---------|-------------------------------------|------------------|
| 議案質疑 一般質問 | 1 | 末 永 弘 之 | ①議案 5 号 ②議案 6 号 ③広域ごみ処理のあり方など | 管理者 副管理者 他 |